

いくのがくえん じゅうようじこうせつめいしょ
「いわき生野学園 キャプテンフック」重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん がくえん
社会福祉法人 いわき学園
いくのがくえん
いわき生野学園

とうじぎょうしょ していしょうがいじつうじょしえんじぎょう
当事業所は指定障害児通所支援事業における
ほうかごとう してい う
放課後等デイサービスの指定を受けています。
していばんごう だい 2752220067 ごう
(指定番号 第 2752220067 号)

ほんじゅうようじこうせつめいしょ べつしりょうせつめいしょ とうじぎょうしょ りようけいやく ていけつ
本重要事項説明書ならびに別紙利用説明書は、当事業所と利用契約の締結を
きぼう かた たい しゃかいふくしほうだい じょう じょう もと とうじぎょうしょ
希望される方に対して、社会福祉法第76条・77条に基づき、当事業所
ねん がつ にちげんざい がいよう ていきょう じぎょう ないよう けいやくじょう ちゅうい
令和 年 月 日現在)の概要や提供される事業の内容、契約上ご注意ください
していただきたいことを説明します。

ほうれいじゆんしゆせきにんしゃ こうの のぶお
【法令遵守責任者 高野 伸生】

- とうじぎょうしょ じどう たい していしょうがいじつうじょしえんじぎょう ほうかごとう
※ 当事業所では、児童に対して指定障害児通所支援事業における放課後等デイ
サービス事業を提供します。
とうじぎょうしょ りよう げんそく しょうがいじつうじょしきゅうふひ しきゅうけつてい う じどう
※ 当事業所の利用は原則として、障害児通所給付費の支給決定を受けた児童が
たいしょう
対象となります。
りようかいしよていねんがっぴ ねん がつ にち
サービス利用開始予定年月日 令和 年 月 日

◆◆目次◆◆

1. 指定障害児通所支援事業を提供する事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 指定障害児通所支援事業の目的・運営方針.....	2
4. 指定障害児通所支援事業に係る事業所・設備等の概要.....	3
5. 指定障害児通所支援事業提供職員の体制.....	3
6. 指定障害児通所支援事業提供内容と利用料金.....	5
7. 利用料金.....	6
8. 児童の記録及び情報の管理.....	7
9. 事故発生時及び緊急時の対応.....	7
10. 要望・苦情等申立に関する相談窓口.....	8
11. 虐待防止について.....	9
12. 秘密の保持と個人情報保護について.....	9
13. 協力医療機関.....	10
14. 非常災害時の対策.....	11
15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項.....	11

1. 指定障害児通所支援事業を提供する事業者

名称	社会福祉法人 いわき学園
所在地	大阪府住之江区南加賀屋3-9-2
電話番号	06-6682-1213
代表者氏名	理事長 高野 伸生
設立年月	昭和36年9月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス事業所 平成24年5月1日指定		
事業所の名称 (事業所番号)	いわき生野学園 キャプテンブック (第 2752220067 号)		
事業所の所在地	大阪府生野区小路3-18-7		
連絡先	電話 06-6751-6788	ファックス	06-6751-6788
ホームページ	http://www.iwakigakuen.or.jp/iwakiikunogakuen/		
園長	しいはら まさのり 椎原 正法	かんりしや 管理者	もりかわ まき 森川 昌紀
児童発達支援 管理責任者	もりかわ まき 森川 昌紀		
サービスの実施地域	大阪府生野区 東成区 城東区 平野区 天王寺区とする		
主たる対象者	幼稚園又は大学以外の学校に就学している障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者発達障害児含む。)		
定員	10名(但し、一日の利用人数は通所サービスに係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準の緩和によって受入可能な上限内とする)		
開設年月日	平成24年5月1日		
同一敷地内 事業	一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援 障害児等療育支援 共同生活援助 短期入所		
他の事業	生活介護 就労継続支援B型 就労移行支援 日中一時支援 共同生活援助 短期入所 保育所等訪問支援 児童発達支援センター		

3. 指定障害児通所支援事業の目的・運営方針

目的	児童の意思及び人格を尊重して、常に当該児童の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運営方針	関係法令等を遵守し、他の指定障害児通所支援事業者等福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者及び特別支援学校等と密接な

連携に努め、児童が安定した日常生活を営むことができるよう、
 創作活動又は学習活動等の機会の提供その他の便宜を適切かつ
 効果的に行うものとする。

4. 指定障害児通所支援事業に係る事業所・設備等の概要

(1) 事業所

たてもの 建物	構造	鉄骨3階建 (準耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	155,52 m ²
	延べ床面積	67,06 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備考
指導訓練室	1室 45.73 m ²	洋室 訓練用ピアノ 訓練・学習器具等 机2、イス12 TV2 パソコン3 洗濯機1
相談室	1室 6.34 m ²	洋室 机1 イス2 パーテーション
事務室	1室 8.00 m ²	洋室 机3 イス3 電話1 パソコン ロッカー パーテーション
トイレ	2室 3.31 m ² 1.60 m ²	洗面台、洋式トイレ(ウォシュレット機能付) ※うち1室はシャワー設備あり
洗面	1室 2.08 m ²	洗面台 エアータオル

当事業所では、児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、上記
 の事業所・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の体制

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
園長	1		1				
管理者兼児童発達 支援管理責任者	1		1			1.0	
児童指導員	7	1	6	1	1	4.1	
事務員	2				2	1.5	
機能訓練 担当職員	1				1	0.1	

当事業所では、児童福祉法第21条第5項18に定める指定基準を遵守し、上記
 の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~17:00)
児童発達支援管理 責任者	正規の勤務時間帯 (11:00~19:00) 学校休業日の勤務時間帯 (9:00~17:00)
医師	非常勤
事務員	非常勤
機能訓練 担当職員	非常勤
指導員 保育士	正規の勤務時間帯 (11:00~19:00) 学校休業日の勤務時間帯 (9:00~17:00)

(イ) 身分証携行義務

指定障害児通所支援事業者は常に身分証を携行し児童及びご家族から掲示を求められた時はいつでも身分証を掲示します。

(ウ)

< 営業日及び営業時間 >

営業日 (1) 通学日の放課後 月曜日～金曜日

(2) 休校時の休業日 土曜日、祝日

(原則として国民の祝日及び冬期休暇12月29日～1月3日は休業となります。年間支援計画や行事等により休園日を変更する場合や、又、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合があります。)

原則としてバックアップ施設であるいわき生野学園の開園日に準じます。

営業時間

(1) 通学日の放課後 午前11時から午後7時まで

(2) 休校時の休業日、及び夏休等長期休暇期間
午前9時から午後5時まで

(年間支援計画や行事等により休園日を変更する場合や、台風等止むをえない場合により営業時間を変更する場合があります)

サービス提供日

(1) 通学日の放課後 月曜日～金曜日

(大阪府立生野支援学校の開校日に合わせる事を基本とする)

(2) 休校時の休業日 土曜日、祝日

(原則として国民の祝日及び冬期休暇12月29日～1月3日は

休業となります。年間支援計画や行事等により休園日を変更する場合があります、又、台風等止むをえない場合、臨時休園する場合があります。)

原則としてバックアップ施設であるいわき生野学園の開園日に準じます。

サービス提供時間

- (1) 通学日の放課後 午後1時30分から午後6時
 ※始業式、終業式等の短縮日も上記の時間とする。
 (大阪府立生野支援学校の開校日に合わせる事を基本とする)
- (2) 休校時の休業日、及び夏休等長期休暇期間
 午前10時から午後4時

6. 指定障害児通所支援事業提供の内容と利用料金

(1) 障害児通所給付費対象指定障害児通所支援事業の内容

サービスの種類	指定障害児通所支援事業の内容
放課後等デイサービス計画の作成	すべての指定障害児通所支援事業は受給者証の「支給契約量」を踏まえて「放課後等デイサービス計画」に基づき行われます。本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、児童及び家族の同意をいただきます。尚「放課後等デイサービス計画」の写しは児童及び家族に交付いたします。
日常生活訓練	日常生活動作、学習、音楽活動等
集団生活適応訓練	会話、パソコン操作等
創作的活動	絵画、工作、園芸等 園内外等の行事及びレクリエーション活動
更生相談	医療、福祉、生活の相談
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等
健康指導	健康チェック、健康相談
送迎サービス	主な実施地域：生野区 東成区 城東区 天王寺区(※)
各種行事	季節に応じたイベント、外出等

※送迎サービスのご利用については、本事業の送迎ルート範囲の実施と致します。
 ルート外でご希望される場合はご相談下さい。

しょうがいじつうしよきゆうふひたいしょうがいしていしょうがいじつうしよしえんじぎょうないよう
 (2) 障害児通所給付費対象外指定障害児通所支援事業内容

サービスの種類	指定障害児通所支援事業の内容	金額
各種行事参加費	季節に応じたイベント、外出等	交通費等の実費 および食事代等
食事代	当事業所は、原則としていわき生野学園の就労支援事業所に給食を外注しており、ご希望の方には食事を提供しています。	1食 400円(大) 300円(小)
おやつ代	いわき生野学園の就労支援事業所にて提供します。	1回 50円
その他日常生活上必要となる諸経費	日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で児童に負担して頂く事が適当であるものに関わる費用をいただきます。	実費
複写料	サービス提供記録等の複写代	1枚につき 21円

※上記費用の額に係る指定障害児通所支援事業の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該指定障害児通所支援事業の内容及び費用について説明を行い、費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとしします。

7. 利用料金

(1) 障害児通所給付費による指定障害児通所支援事業を提供した場合は、指定障害児通所支援事業利用料金（厚生労働大臣の基準により算出した額）のうち9割が障害児通所給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、指定障害児通所支援事業利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）代理受領を受けた場合は通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとしします。また、代理受領を行わない場合は障害児通所給付費の全額を一旦お支払いいただきます。この場合「サービス提供証明書」を交付いたしますので「領収書」を添えて給付費決定市町村に障害児通所給付費の支給を申請してください。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害児通所受給者証をご確認下さい。

(2) 障害児通所給付費対象外指定障害児通所支援事業内容の料金については、上記6. 指定障害児通所支援事業提供の内容と利用料金の(2)障

がいじつうしよきゆうふひたいしやうがいしていしやうがいじつうしよしえんじぎやう ないやう さんしやう
害児通所給付費 対象外指定障害児通所支援事業の内容をご参照ください。

- (3) 指定障害児通所支援事業利用の取り消し料金
利用予定日 の当日の連絡、又はご連絡なく欠席された場合はキャンセル料 (食材費等) のご負担をいただきます。

キャンセル料 食材経費の実費相当額 1食あたり 400円

- (4) 利用料金のお支払方法
前記 (1) (2) (3) の料金は1ヶ月ごとに計算し、10日までにご請求しますので、20日 (郵便局が定休日の場合はその翌日) までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
② 郵便貯金口座からの自動払込 {事前の利用申込み手続きが必要です}

利用口座 : 14180-95670501

社会福祉法人 いわき学園 理事長 高野 伸生

8. 児童の記録及び情報の管理

事業者は、法令に基づいて児童の記録及び情報を適切に管理し、児童及び家族の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9:00~17:00 です。

9. 事故発生時及び緊急時の対応

- (1) 事故発生時の対応

当事業所が児童に対して行う放課後等デイサービスの指定障害児通所支援事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに児童の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際して取った処置について記録します。

また、当事業所が児童に対して行った放課後等デイサービスの指定障害児通所支援事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

加入保険会社名 : 株式会社 損害保険ジャパン

加入保険内容 : 賠償責任保険

- (2) 緊急時の対応

指定障害児通所支援事業提供中に児童に病状の急変が生じた場合、そ

その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な処置を講じると共に、児童及び家族が予め指定する連絡先にも連絡します。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

10. 要望・苦情等申立に関する相談窓口

(1) 苦情解決の体制及び手順

苦情または相談があった場合は、児童の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、児童の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は把握した状況を責任者と共に検討を行い当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、児童及び家族へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。（時間を要する場合はその旨を翌日までには連絡します。）また、本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

・苦情等申立先に関する責任者及び相談窓口

責任者	園長 椎原 まさり	
いわき生野学園 相談窓口	・窓口担当者 ・ご利用時間 ・電話番号 FAX	副園長 林田早苗 9:00 ~ 17:00 06-6757-8825 06-6757-8824 本事業所の玄関にご意見箱を設置しています。
社会福祉法人 いわき学園 第三者委員	とういちひさえ 東一久恵	電話番号 06-6458-8551 元 大阪市健康福祉局障害施策部長 前 (社) 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 法人事業統括部長
神部智司	かんべきとし	電話番号 072-682-0287 大阪大谷大学人間社会学部人間社会学科教授

<p>きよじゅうくくやくしよ 居住区区役所</p>	<p>・所在地：大阪市 区 保健福祉センター ・電話番号：06— — ・ご利用時間 月～金 9：00～17：30（休日を除く）</p>
<p>おおさかふ 大阪府 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 うんえいてきせい 運営適正化 いいんかい 委員会</p>	<p>・所在地：大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館 2階 ・電話番号：06-6191-3130 ・F A X：06-6191-5660 ・ご利用時間 月～金 10：00～16：00（休日を除く）</p>

1 1. 虐待防止について

事業者は児童等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

<p>せきにんしゃ 責任者</p>	<p>えんちょう しいはら まさのり 園長 椎原 正法</p>
-----------------------	-------------------------------------

2. 成年後見人制度の利用支援を行います。
3. 苦情解決体制の整備を行います。
4. 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)を行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

1 2. 秘密の保持と個人情報保護について

<p>①児童及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>事業者は児童の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○指定障害児通所支援事業所の従業者及び管理者(以下「従業者等」という。)は業務上で知り得た児童及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者にも漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、指定障害児通所支援事業所の契約が終了した後においても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者等に業務上知り得た児童又はその家族等でなくなった後においても、その秘密を</p>
-------------------------------	--

	保持すべき旨を、従業員等との雇用契約の内容及びします。
②個人情報の保護について	<p>○従業員は児童及び家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に児童の個人情報を提供しません。また児童の家族の個人情報についても、当該児童の家族からあらかじめ文書での同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に児童の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は児童及びその家族に関する個人情報に含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、児童の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご負担いただきます。）</p>

13. 協力医療機関 (1)

医療機関の名称	谷本医院		
院長名	谷本 吉造		
所在地	大阪生野区 巽北3-16-3		
電話番号	06-6752-5505		
診療科	外科内科他	入院設備	なし

(2)

医療機関の名称	育和会記念病院		
院長名	高田 正三		
所在地	大阪市生野区 巽北3-20-29		
電話番号	06-6758-8000		
診療科	外科内科脳外科他	入院設備	あり

14. 非常災害時の対策

- (1) 当事業所が児童に対して行う障害児通所支援事業の提供により災害が発生した場合には、速やかに児童の家族、市町村等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- 災害の状況及び災害に際して取った処置については記録し保管します。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、児童の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。
消防計画	消防署への届出日：平成23年4月 防火管理者：加納 康博
保険加入	本事業所は、災害に備えて、下記の損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン 加入保険内容：賠償責任保険

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがありますので当事業所利用の際は本人、対物損害賠償保険に加入する事をお勧めします。
貴重品の管理	貴重品は、児童の責任において管理していただきます。自己管理の困難な児童につきましては貴重品を事業所になるべくお持ちにならないようお願いいたします。万が一園内で貴重品の紛失、破損が発生した場合は自己責任とさせていただきますのでご了承ください。
宗教活動・政治活、動営利活動	児童並びに家族の思想、信仰は自由ですが、他の児童並びに家族に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

<p>ぎょうじ さんかひ 行事の参加費 について</p>	<p>ほんたいしせつ ぎょうしゃ いたく ぎょうじ さんか 本体施設のバスツアーなど業者へ委託する行事へ参加 もう こ ばあい さんか ひのうにゆうご を申し込まれた場合、参加費納入後にキャンセルされま す と キャンセル料 が 必要 となりますので ご了承 くだ 下さい。</p>
<p>げんかんせじょう 玄関施設について</p>	<p>どうじぎょうしょ こうつうりょう おお かんせんどうろ ちか 当事業所は交通量の多い幹線道路の近くにありますが で、児童の交通事故防止のため玄関扉 はやむなく施設 させていただきます。</p>
<p>そうげい 送迎サービス について</p>	<p>そうげい どうじぎょうしょ そうげいうんこう かのう 送迎サービスについては当事業所の送迎運行の可能な はんい ない じつし じょうしゃていいん きぼう 範囲内で実施しておりますが、乗車定員によりご希望 を 頂いても ご利用 できない 場合 が ございますので りょうしょう ご了承 ください。</p>
<p>さいがいけいほう 災害警報について</p>	<p>ぼうふうけいほう はつれい ばあい けいほう かいじょ じてん 暴風警報が発令された場合、警報が解除された時点から えいぎょう さいかい ほ ごしや ほんだん あんぜん 営業を再開いたします。保護者の判断のもと、安全を ごかくにん うえ りょう ねが いた なお がっこうきゅうぎょう ご確認した上でご利用をお願い致します。尚、学校休業 きかん ばあい こ けいほう かいじょ 期間の場合は、13:00を越えて警報が解除になった ばあい ちゅうしょく ていきょう むずか ばあい 場合、昼食の提供は難しい場合もございます。 りょう かいしご けいほう はつれい ばあい ていきょう ご利用開始後に警報が発令された場合のサービス提供 の 終了 については、警報の有無によってご帰宅時間を は や りょう かいしご けいほう はつれい ばあい ていきょう 早めるか、もしくはご家族に事業所まで迎えに来て 頂 くだ ことも ございます。その際の送迎車のご利用につきま しては、ご相談に 応じ させていただきます。(※別途案内有り)</p>
<p>りゅうこうせいしつべい なら 流行性疾病並びに ほけんえいせい 保健衛生について</p>	<p>おおさかし ほけんじょ しどう およ ざいせき がっこう したが 大阪市保健所の指導及び在籍されている学校に 従い たいおう など しゅうだん りゅうこう 対応いたします。インフルエンザ等、集団への流行の かのうせい しつべい りょう さい 可能性がある疾病につきましては、ご利用に際しまして しゅうだん せいかつ しじょう い し しじょうめいしよ 集団生活に支障がないという医師による証明書の ご提出をお願いする 場合 も ございます。</p>
<p>こじんじょうほう 個人情報について</p>	<p>じぎょうしょ さつえい しゃしん えいぞう さくひん がいぶてんじなど 事業所で撮影した写真や映像、作品などの外部展示等の りょうしょう ふく べつと こじんじょうほう しじょうめいしよ 了承を含め、別途個人情報についての承諾書の ご提出をお願いしております。</p>
<p>しょう じつしょう 障がい児通所 じゅきゅうしゃしょう 受給者証について</p>	<p>じゅきゅうしゃしょう ほう か ごなど しきゅう 受給者証につきましては放課後等デイサービスの支給 けつてい きかん ふたん じょうげん げつがく てきょう きかん してい 決定期間や負担上限月額 の適用期間 など、指定 しょうがいじつしょうしえんじぎょう りょう ゆうこうきかん さだ 障害児通所支援事業のご利用の有効期間が定められてお</p>

	<p>り、その期間を超えると指定障害児通所支援事業を受けることが出来なくなります。期間が切れる前に必ず居住区の健康福祉サービスでお手続きをして下さい。又、受給者証に変更のあった場合は必ず当事業所へご提出ください。</p>
<p>行動制限について</p>	<p>本人、又は他の児童等の生命、又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合や、行動制限を行う以外に代替する支援や介護方法がない場合に一時的に行動制限させていただく時は、ご説明の放課後等デイサービス計画をたて同意書を頂き対応させていただきます。その際、対応した職員よりご本人の状況や時間帯等を連絡帳などでご家族に報告させていただくと共に当事業所としても記録として保管します。</p>
<p>服薬について</p>	<p>当事業所での服薬につきましては、なるべくその日に飲まれる薬を持参していただくようお願いいたします。又、風邪などにより突発的に服薬される場合は、必ず当事業所職員へご連絡下さい。</p>

16. 第三者評価の実施状況

<p>実施している</p>	<p>実施していない</p>
<p>【実施日： 年 月 日】 【評価機関名： 】 【結果の開示状況 】</p>	

していしょうがいじつうじょしえんじぎょうほうかごとう ていきょうおよ りよう かいし
指定障害児通所支援事業放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に
さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい おこな
際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしょめい しゃかいふくしほうじん がくえん いくのがくえん
事業所名 : 社会福祉法人いわき学園 いわき生野学園 キャプテンフック

せつめいしゃしよくめい じどうはったつしえんかんりせきにしや もりかわ まき いん
説明者職名 : 児童発達支援管理責任者 森川 昌紀 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ していしょうがいじつうじょほうかごとう
私は、本書面に基づいて事業者から指定障害児通所放課後等デイサービスの
ていきょうおよ りよう じゅうようじこう せつめい う
提供及び利用について重要事項の説明を受けました。

つうしよけつていほごしやじゅうしよ
通所決定保護者住所 :

つうしよけつていほごしやしめい いん
通所決定保護者氏名 : 印

りようじどう ぞくがら
利用児童との続柄 :

りようじどうじゅうしよ
利用児童住所 :

りようじどうしめい いん
利用児童氏名 : 印